

岐阜県公報

第 三 千 三 十 六 号
平成三十一年四月二日
(火曜日)

告 示

岐阜県告示第二百三十三号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第七条の二第三項において準用する同条第一項の規定により、御嶽山県立自然公園の公園事業（平成十四年岐阜県告示第二百五十九号で公示した公園事業をいう。）の一部を変更したので、同条第三項において準用する同条第二項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

変更後の公園事業

一 施設の種類

道路（歩道）

二 規模

山頂駅コース 路線距離 四百メートル

山麓駅コース 路線距離 千メートル

三 管理又は経営の方法

飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアのランニングコースとして整備する。自然の改変を最小限とするため、開発済みのスキー場ゲレンデを利用する。

岐阜県告示第二百三十四号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成三十一年四月二日

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	場 所	配 給 会 社 名
映 画	ホロ酔いの情事 秘め事は神隠み		オ ー ビ ー 映 画
	セールスレディ ホットな愛蜜		新 東 映 画
	濡れた愛情 ふしだらに暖めて		オ ー ビ ー 映 画
	アンダー・ユア・ベッド		KADOKAWA
	恥と淫戯 お尻でクラクラ		オ ー ビ ー 映 画
	ラストタンゴ・イン・パリ		コピオ・フィルム (イタリヤ、フランス)

2 指定年月日

平成31年 4 月 2 日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

公 示

。基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図修正、国土広域情報修正）

三 作業期間

平成三十一年四月一日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県

。基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成三十年五月七日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

。基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）

三 作業期間

平成三十年九月十四日から
平成三十一年三月八日まで

四 作業地域

関市、本巣市、郡上市、揖斐郡揖斐川町

。公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富加町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

富加町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成、数値図化、数値地形図）

三 作業期間

平成三十年九月十二日から
平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

加茂郡富加町

。公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月十日から
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

恵那市

。公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月十日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

恵那市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

平成三十年七月二十六日から

平成三十一年三月八日まで

四 作業地域

岐阜県

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成三十年十二月七日から

平成三十一年三月十一日まで

四 作業地域

岐阜市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成三十年十月一日から

平成三十一年三月十四日まで

四 作業地域

羽島市、海津市、養老郡養老町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十一年一月十四日から
平成三十一年三月十四日まで

四 作業地域

海津市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成三十年十月一日から

平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び安八町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三 作業期間

平成三十年五月十五日から
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

平成三十一年四月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社